二　当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
三　第五十条第五項第一号に掲げる救命いかだ

9　（略）

第六十三条　（略）

2　（略）

3　第一項並びに前項において準用する第五十条第二項及び第三項の規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ（船舶設備規程第三百十一条の二十一の二の告示で定める船舶（以下「旅客輸送船」という。）にあつては、水面上一・二メートル未満の甲板上から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ）
二　第五十条第五項第一号及び前条第八項第二号に掲げる救命いかだ

第四款　第四種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第六十八条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（限定近海船を除く。）であつて船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イからハまでのいずれかに該当する船舶には、次に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。

一・二　（略）

4　第一項又は前項の規定により備え付ける救命いかだ（旅客輸送船に備え付けるものに限る。）は、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項第一号及び第六十二条第八項第二号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

第六十九条　（略）

2　次の各号に掲げる第四種船には、救命艇又は救命いかだに代えて、当該各号に定める救命設備を備え付けることができる。

一　航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているもの　管海官庁が適当と認める救命浮器（管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して差し支えないと認めるものにあつては、救命浮器又は救命浮環）
二　練習船その他多数の人員を搭載するもの（管海官庁が前項の規定を適用することが困難であると認める場合に限る。）　救命浮器又は救命浮環

3　第一項の規定により備え付ける救命いかだ（旅客輸送船に備え付けるものに限る。）は、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、第四十八条第三項第一号及び第六十二条第八項第二号に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

4　第五十七条第四項の規定は、第二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

第六十九条の二　平水区域を航行区域とする第四種船（旅客輸送船に限る。）であつて、管海官庁が当該船舶の航行区域における水温その他航海の態様を考慮して必要と認めるものには、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けなければならない。

2　第六十九条第三項の規定は、前項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

一　当該救命いかだの定員分の人員が十分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
二　第四十八条第三項第一号及び第五十条第五項第一号に掲げる救命いかだ

9　（略）

第六十三条　（略）

2　（略）

3　前条第八項の規定は、第一項並びに前項において準用する第五十条第二項及び第三項の規定により備え付ける救命いかだについて準用する。

第四款　第四種船

（救命艇、救命いかだ、救命浮器及び救命浮環）

第六十八条　（略）

2　（略）

3　第一項の規定にかかわらず、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の第四種船（限定近海船を除く。）であつて船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イからハまでのいずれかに該当する船舶には、次の各号に掲げる救命艇又は救命いかだのいずれかを備え付けなければならない。この場合において、タンカーに備え付ける救命いかだは、当該救命いかだが発火源とならないよう措置が講じられたものでなければならない。

一・二　（略）

（新設）

第六十九条　（略）

2　次の第四種船には、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる。

一　航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域に限定されているもの。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合に限る。

（新設）

二　練習船その他多数の人員を搭載するもの。ただし、管海官庁が前項の規定を適用することが困難であると認める場合に限る。

（新設）

3　第五十七条第四項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。

（新設）